

特定非営利活動法人「とりで」定款

第1章 総則

(名称)／

第1条 この法人は、特定非営利活動法人「とりで」という。

(事務所)／

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県岩国市南岩国町5丁目19番12号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)／

第3条 この法人は、社会的養護を必要とする子どもたち、また地域の家庭に対して、相談、支援を行うことで児童家庭福祉、ならびに地域福祉の増進に寄与する。／

(特定非営利活動の種類)／

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。／

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動／
- (2) 子どもの健全育成を図る活動／
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動／

(事業)／

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。／

(1) 特定非営利活動に係る事業／

- ① 人材育成事業／
- ② 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）／
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）／
- ④ 子育て短期支援事業・夜間養育事業／
- ⑤ 障害児通所支援事業／
- ⑥ 特定・障害児相談支援事業／
- ⑦ 退所児童等アフターケア事業／
- ⑧ 児童家庭支援センターを経営する事業／
- ⑨ 里親支援機関事業／
- ⑩ 子どもの貧困対策に関する事業／
- ⑪ 就労支援事業／
- ⑫ 法人の目的を達成するためのその他の事業／

(2) その他の事業／

- ① 物品販売業／

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。／

第3章 会員

(種別) /

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。／

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体であり、通常総会への参加権を持ち、各種事業における案内文や広報等の情報を得る／
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体であり、各種事業における案内文や広報等の情報を得る／

(入会) /

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。／

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。／
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。／

(入会金及び会費) /

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。／

(会員の資格の喪失) /

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。／

- (1) 退会届の提出をしたとき。／
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。／
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。／
- (4) 除名されたとき。／

(退会) -

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。／

(除名) -

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。／

- (1) この定款等に違反したとき。／
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。／

(拠出金品の不返還) /

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。／

第4章 役員及び職員

(種別及び定数) /

第13条 この法人に次の役員を置く。／

- (1) 理事 3人以上／
 - (2) 監事 1人以上／
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。／

(選任等) /

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。／

- 2 理事長は、理事の互選とする。／
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含

まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。／

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。／

(職務)／

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。／

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。／

3 理事は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。／

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。／

5 監事は、次に掲げる職務を行う。／

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。／

(2) この法人の財産の状況を監査すること。／

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。／

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。／

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。／

(任期等)／

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。／

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。／

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。／

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。／

(欠員補充)／

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。／

(解任)／

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。／

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。／

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。／

(報酬等)／

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。／

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。／

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。／

4 理事会・通常総会への出席のための交通費は公共交通機関利用費は実費分、自家用車燃料費は役員名簿記載の住所地～会議会場の往復km数(Google Mapsでkm算出) × 15円で支払う。／

(職員)／

第20条 職員は、理事長が任免する。／

第5章 総会／

(種別)／

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。／

(構成)／

第22条 総会は、正会員をもって構成する。／

(権能)／

第23条 総会は、以下の事項について議決する。／

- (1) 定款の変更／
- (2) 解散／
- (3) 合併／
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更／
- (5) 事業報告及び活動決算／
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬／
- (7) 入会金及び会費の額／
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄／
- (9) その他運営に関する重要事項／

(開催)／

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。／

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。／

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。／
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。／
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。／

(招集)／

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。／

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。／

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の14日前までに通知し、合わせて議案資料を送付しなければならない。／

(議長)／

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。／

(定足数)／

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。／

(議決)／

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(表決権等)／

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。／

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について委任状（電磁的方法でも可能）をもって出席とみなし、表決することができる。／
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。／
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。／

(議事録)／

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

- (1) 日時及び場所／
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）／
- (3) 審議事項／
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果／
- (5) 議事録記名人の選任に関する事項／

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名しなければならない。／

第6章 理事会／

(構成)／

第31条 理事会は、理事をもって構成する。／

(権能)／

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。／

- (1) 総会に付議すべき事項／
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項／
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項／

(開催)／

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。／

- (1) 理事長が必要と認めたとき。／
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。／
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。／

(招集)／

第34条 理事会は、理事長が招集する。／

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。／
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の14日前までに通知し、合わせて議案資料を送付しなければならない。／

(議長)／

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。／

(議決)／

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／
 - 3 緊急で議決しなければならない事項が生じた場合は、理事会に参加した理事の過半数の同意を持って、緊急議決事項として取り扱うことができる。／

(表決権等)／

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。／

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について委任状（電磁的方法でも可能）をもって出席とみなし、表決することができる。／
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。／
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。／

(議事録) /

第38条 / 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。/

- (1) 日時及び場所 /
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）/
- (3) 審議事項 /
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 /
- (5) 議事録記名人の選任に関する事項 /

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名しなければならない。/

第7章 資産及び会計 /

(資産の構成) /

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。/

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 /
- (2) 入会金及び会費 /
- (3) 寄付金品 /
- (4) 財産から生じる収益 /
- (5) 事業に伴う収益 /
- (6) その他の収益 /

(資産の区分) /

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。/

(資産の管理) /

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。 -

(会計の原則) /

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。/

(会計の区分) /

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。/

(事業計画及び予算) /

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。/

(暫定予算) /

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。/

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。/

(予算の追加及び更正) /

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。/

(事業報告及び決算) /

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業

年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。／

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。／

(事業年度)／

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。／

(臨機の措置)／

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。／

(特別会計)／

第50条 この法人は、必要があるときは総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。／

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)／

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。／

(解散)／

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。／

- (1) 総会の決議／
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能／
 - (3) 正会員の欠亡／
 - (4) 合併／
 - (5) 破産手続き開始の決定／
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し／
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。／
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。／

(残余財産の帰属)／

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。／

(合併)／

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。／

第9章 公告の方法

(公告の方法)／

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、電子公告で行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。／

第10章 雜則

(細則)／

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。／

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。／
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。／

理事長 金本 秀韓／
理事 梅木 幹司／
同 坂井 芳浩／

監事 田中 透／

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。／
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。／
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。／
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。／
 - (1) 正会員入会金 無料／
正会員会費 3000円（1年間分）／
 - (2) 賛助会員入会金 無料／
賛助会員会費 1000円（1年間分）／

6年度 事業計画書
6年4月1日 から 7年3月31日まで

特定非営利活動法人 とりで

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
②児童自立生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等を退所、また義務教育を終えた15歳から22歳の子どもが入居し、生活援助、就労支援等を行い、自立を支援する。 ・令和6年4月1日より一時保護専用施設はなれを自立援助ホームすばるに変更し運営を開始する。 	<p>(A)随時 (B)そなえ 山口県岩国市 ゆめじ 広島県大竹市 すばる 山口県岩国市</p> <p>(C)そなえ 5名 ゆめじ 6名 すばる 6名</p>	<p>(D)義務教育を終えた15歳～22歳の男子(ゆめじ・すばる)・女子(そなえ)</p> <p>(C)そなえ 6人 ゆめじ 6人 すばる 6名</p>	90,000
③小規模住居型児童養育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童に対し、この事業を行う住居(ファミリーホーム)において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。 	<p>(A)随時 (B)のぞみ 広島県大竹市 いちご 広島県大竹市</p> <p>(C)のぞみ 4名 いちご 5名</p>	<p>(D)2歳から22歳の男女 (E)のぞみ 6人 いちご 6人</p>	38,000
④子育て短期支援事業・夜間養育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの理由により一時的に子どもの養育が困難となった家庭の子どもを数日間、あるいは夜間に預かり、 	<p>(A)随時 (B)山口県岩国市・山口県玖珂郡和木町・広島県大</p>	<p>(D)一時的に子どもの養育が困難となつ</p>	

	生活支援を行う。(その家庭の担当となる地域の市役所と提携)	竹市・広島県廿日市市・広島市 (C)22名	た保護者とその子ども (E)のべ300人	100
⑤障害児通所支援事業	・学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	(A)月曜日から金曜日 14時30分から17時30分 (B)山口県玖珂郡和木町 (C)7名	(D)就学している障害児 (E)20人	18,000
⑥特定・障害児相談支援事業	・障害のある方、子どもたち（以下、利用者）は障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、その計画に基づいて各種サービスを利用していく。その流れの中にあるサービス等利用計画を作成し定期的にモニタリングを行いサービスの再検討を行うなど利用者に寄り添う事業である。	(A)月曜日から金曜日 10時00分から19時00分 (B)山口県玖珂郡和木町 (C)1名	(D)障害福祉サービスを利用する障害者・児 (E)5人	100
⑦退所児童等アフターケア事業	・児童養護施設、里親家庭等での養育を終えた子どもに対し、日常生活等における相談、援助を行い、子どもが集まれるような空間を確保し、居場所づくりとしても機能する。また、法人の連携協定企業と退所児童等の就労受け入れや居住場所の確保に関する連携を行う。（自主事業）	(A)随時 (B)山口県内・広島県内 (C)5名	(D)児童養護施設、里親家庭等を退所した社会的養育経験者 (E)のべ2000人	10,000
⑧児童家庭支援センターを経営する事業	・児童虐待や不登校、発達障がい児等に対するケアなど、専門的援助が必要な子ども家庭に対し、早期に支援を展開する。（自主事業）	(A)随時 (B)山口県岩国市・山口県玖珂郡和木町・広島県大竹市 (C)4名	(D)地域の対象児童やその保護者 (E)のべ500人	100

(⑨)里親支援 ⑩機関事業	・里親（ファミリーホーム）委託のためのマッチング、里親の資質の向上を図るための研修機会の提供、里親に対する相談・援助や会議への参加、ホーム当番体制のフォローなど里親への支援を総合的に実施する。（自事業）	(A)随時 (B)広島県大竹市 (C)3名	(D)のぞみ いちご (E) 12人	100
(⑪)子どもの貧困対策に関する事業	・地域の小学生から高校生までの子どもを対象とし、放課後に学習支援、土曜日に食事の提供等を行う。 ・令和5年度も山口県岩国市より「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」を受託し、ひとり親家庭や生活保護世帯、就学援助受給世帯など特に支援が必要な子どもを対象とした学習支援を行う。 ・広島県大竹市より「大竹市つながりの場づくり緊急支援事業費補助金」として補助金を受け安定的な運営を図る。	(A)随時 (B)山口県岩国市・山口県玖珂郡和木町・広島県大竹市 (C)20名	(D)地域の対象児童 (E) のべ3000人程度	20,176
(⑫)就労支援事業	・児童養護施設等の退所児童等を法人が運営する飲食店などで雇用し就労機会を確保、自立を支援する。	(A)令和2年4月 (B)山口県岩国市 (C)4名	(D)児童養護施設、里親家庭等を退所した社会的養育経験者 (E)10人	3,000
(⑬)法人の目的を達成するための他の事業	・法人の目的を達成するためのその他事業を行う。	(A)随時 (B)山口県岩国市・広島県大竹市 (C)1名	(D)地域の対象児童や保護者 (E)未定	100

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
①物品販売業	・研修会、講演会で講師が話 した内容を録音した記録デ ータを販売する。また、T シャツやステッカー等のグ ッズ販売を行う。	(A)随時 (B)県内全域 (C)1名	(D)専門職や テーマに 興味のあ る県民 (E)未定	100

7年度 事業計画書

7年4月1日 から 8年3月31日まで

特定非営利活動法人 とりで

1 事業実施の方針

- 以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
②児童自立 生活援助 事業	・児童養護施設等を退所、ま た義務教育を終えた15歳 から22歳の子どもが入居 し、生活援助、就労支援等 を行い、自立を支援する。	(A) 隨時 (B) そなえ 山口県岩国市 ゆめじ 広島県大竹市 すばる 山口県岩国市 (C) そなえ 5名 ゆめじ 6名 すばる 6名	(D) 義務教育 を終えた 15歳～22 歳の 男子(ゆめ じ・すば る)・女子 (そなえ) (C) そなえ 6人 ゆめじ 6人 すばる 6名	92,000
③小規模住 居型児童 養育事業	・養育者の家庭に児童を迎 えて養育を行う家庭養護 の一環として、保護者のな い児童又は保護者に監護さ せることが不適当であると 認められる児童に対し、こ の事業を行う住居(ファミ リーホーム)において、児 童間の相互作用を活かしつ つ、児童の自主性を尊重し、 基本的な生活習慣を確立す るとともに、豊かな人間性 及び社会性を養い、児童の 自立を支援する。	(A) 隨時 (B) のぞみ 広島県大竹市 いちご 広島県大竹市 (C) のぞみ 4名 いちご 5名	(D) 2歳から22 歳の男女 (E) のぞみ 6人 いちご 6人	42,000
④子育て短 期支援事 業・夜間養 育事業	・何らかの理由により一時的 に子どもの養育が困難とな った家庭の子どもを数日 間、あるいは夜間に預かり、	(A) 隨時 (B) 山口県岩国市・ 山口県玖珂郡和 木町・広島県大	(D) 一時的に 子どもの 養育が困 難となっ	

	生活支援を行う。(その家庭の担当となる地域の市役所と提携)	竹市・広島県廿日市市・広島市 (C) 22名	た保護者とその子ども (E) のべ 300人	100
⑤障害児通所支援事業	・学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	(A) 月曜日から金曜日 14時30分から17時30分 (B) 山口県玖珂郡和木町 (C) 7名	(D) 就学している障害児 (E) 20人	19,000
⑥特定・障害児相談支援事業	・障害のある方、子どもたち（以下、利用者）は障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、その計画に基づいて各種サービスを利用していく。その流れの中にあるサービス等利用計画を作成し定期的にモニタリングを行いサービスの再検討を行うなど利用者に寄り添う事業である。	(A) 月曜日から金曜日 10時00分から19時00分 (B) 山口県玖珂郡和木町 (C) 1名	(D) 障害福祉サービスを利用する障害者・児 (E) 5人	100
⑦退所児童等アフターケア事業	・児童養護施設、里親家庭等での養育を終えた子どもに対し、日常生活等における相談、援助を行い、子どもが集まれるような空間を確保し、居場所づくりとしても機能する。また、法人の連携協定企業と退所児童等の就労受け入れや居住場所の確保に関する連携を行う。（自主事業）	(A) 随時 (B) 山口県内・広島県内 (C) 5名	(D) 児童養護施設、里親家庭等を退所した社会的養育経験者 (E) のべ 2000人	10,000
⑧児童家庭支援センターを経営する事業	・児童虐待や不登校、発達障がい児等に対するケアなど、専門的援助が必要な子ども家庭に対し、早期に支援を展開する。（自主事業）	(A) 随時 (B) 山口県岩国市・山口県玖珂郡和木町・広島県大竹市 (C) 4名	(D) 地域の対象児童やその保護者 (E) のべ 500人	100

⑪里親支援 機関事業	・里親（ファミリーホーム）委託のためのマッチング、里親の資質の向上を図るために研修機会の提供、里親に対する相談・援助や会議への参加、ホーム当番体制のフォローなど里親への支援を総合的に実施する。（自主事業）	(A) 随時 (B) 広島県大竹市 (C) 3名	(D) のぞみ いちご (E) のべ 150 件	100
⑫子どもの 貧困対策 に関する 事業	・地域の小学生から高校生までの子どもを対象とし、放課後に学習支援、土曜日に食事の提供等を行う。 ・令和5年度も山口県岩国市より「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」を受託し、ひとり親家庭や生活保護世帯、就学援助受給世帯など特に支援が必要な子どもを対象とした学習支援を行う。 ・広島県大竹市より「大竹市つながりの場づくり緊急支援事業費補助金」として補助金を受け安定的な運営を図る。	(A) 随時 (B) 山口県岩国市・ 山口県玖珂郡和 木町・広島県大 竹市 (C) 20名	(D) 地域の対 象児童 (E) のべ 6000 人程度	10,385
⑬就労支援 事業	・児童養護施設等の退所児童等を法人が運営する飲食店などで雇用し就労機会を確保、自立を支援する。	(A) 令和7年4月 (B) 山口県岩国市 (C) 4名	(D) 児童養護 施設、里親 家庭等を 退所した 社会的養 育経験者 (E) 10人	3,000
⑭法人の目 的を達成 するため のその他の 事業	・法人の目的を達成するためのその他事業を行う。	(A) 随時 (B) 山口県岩国市・ 広島県大竹市 (C) 1名	(D) 地域の対 象児童や 保護者 (E) 未定	100

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
①物品販売業	・研修会、講演会で講師が話した内容を録音した記録データを販売する。また、Tシャツやステッカー等のグッズ販売を行う。	(A) 随時 (B) 県内全域 (C) 1名	(D) 専門職や テーマに 興味のあ る県民 (E) 未定	100

6年度 活動予算書
6年4月1日 から 7年3月31日まで

特定非営利活動法人 とりでー

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	84,000	
賛助会員受取会費	5,000	
.....	89,000	
2 受取寄附金		
受取寄附金	5,000,000	5,000,000
施設等受入評価益		
.....		
3 受取助成金等		
受取民間助成金	4,000,000	
受取補助金	13,000,000	
.....	17,000,000	17,000,000
4 事業収益		
人材育成事業収益	0	
児童自立生活援助事業措置費収益	100,000,000	
児童負担金収益	3,000,000	
小規模住居型児童養育事業措置費収益	34,000,000	
放課後等デイサービス報酬	16,000,000	
子育て短期支援事業・夜間養育事業収益	1,000,000	
一時保護委託費	2,000,000	
学習支援事業委託費	3,150,000	
退所児童等アフターケア事業収益	0	
子どもの貧困対策に関する事業	0	
法人の目的を達成するためのその他の事業	0	
研修会、講演会記録のデータ等販売	10000	
.....	159,160,000	159,160,000
5 その他収益		
受取利息		0
雑収益	1,000,000	1,000,000
.....		182,249,000
経常収益計		182,249,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	110,000,000	
法定福利費	17,000,000	
福利厚生費	1,000,000	
	128,000,000	128,000,000
(2) その他経費		
光熱水費	6,000,000	
食費	8,500,000	
業務委託費	800,000	
賃借料	500,000	
地代家賃	16,000,000	
通信運搬費	2,000,000	
印刷製本費	300,000	
医療費	1,100,000	
保険料	1,500,000	
学校教育費	3,000,000	

小遣い	350,000		
被服費	400,000		
教養娯楽費	1,600,000		
消耗品費	2,800,000		
車両費	2,000,000		
燃料費	1,900,000		
修繕費	600,000		
雑費	160,000		
旅費交通費	1,500,000		
減価償却費	330,000		
支払い手数料	36,000		
支払利息			
長期借入金	400,000	(西京銀行長期借入 金)	
.....	51,776,000	51,776,000	
その他経費計			
事業費計		179,776,000	179,776,000
2 管理費			
職員研修費	300,000		
広告宣伝費	150,000		
管理費計	450,000	450,000	
(2) その他経費			
新聞図書費	200,000		
会議費	450,000		
自動車税	360,000		
諸会費			
.....			
その他経費計	1,010,000	1,010,000	
管理費計		1,460,000	1,460,000
経常費用計			181,236,000
当期経常増減額			1,013,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額		1,013,000	
前期繰越正味財産額		30,000,000	
次期繰越正味財産額		31,013,000	

7年度 活動予算書
7年4月1日から 8年3月31日まで

特定非営利活動法人 とりで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費	84,000	
正会員受取会費	5,000	
賛助会員受取会費	89,000	89,000
2 受取寄附金	5,000,000	5,000,000
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		
受取民間助成金	4,000,000	
受取補助金	13,000,000	
.....	17,000,000	17,000,000
4 事業収益		
人材育成事業収益	0	
児童自立生活援助事業措置費収益	85,000,000	
児童負担金収益	3,000,000	
小規模住居型児童養育事業措置費収益	45,000,000	
放課後等デイサービス報酬	18,000,000	
子育て短期支援事業・夜間養育事業収益	1,000,000	
一時保護委託費	3,000,000	
学習支援事業委託費	3,150,000	
退所児童等アフターケア事業収益	0	
子どもの貧困対策に関する事業	0	
法人の目的を達成するためのその他の事業	0	
研修会、講演会記録のデータ等販売	10000	
.....	158,160,000	158,160,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	2,000,000	2,000,000
.....	182,249,000	
経常収益計		182,249,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	102,000,000	
法定福利費	14,000,000	
福利厚生費	800,000	
.....	116,800,000	116,800,000
(2) その他経費		
光熱水費	6,000,000	
食費	9,500,000	
業務委託費	1,200,000	
賃借料	600,000	
地代家賃	16,000,000	
通信運搬費	2,000,000	
印刷製本費	300,000	
医療費	100,000	
保険料	1,500,000	
学校教育費	3,000,000	

小遣い	350,000		
被服費	400,000		
教養娯楽費	2,400,000		
消耗品費	2,800,000		
車両費	2,400,000		
燃料費	2,000,000		
修繕費	800,000		
雑費	1,000,000		
旅費交通費	2,500,000		
職員研修費	300,000		
自動車税	450,000		
諸会費	360,000		
減価償却費	3500000		
支払い手数料	330,000		
支払利息	20,000		
長期借入金	375,000	(西京銀行長期借入 金)	
その他経費計	60,185,000	60,185,000	
事業費計		176,985,000	176,985,000
2 管理費			
広告宣伝費	150,000		
管理費計	150,000	150,000	
(2) その他経費			
新聞図書費	200,000		
会議費			
その他経費計	200,000	200,000	
管理費計		350,000	350,000
経常費用計			177,335,000
当期経常増減額			4,914,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額		4,914,000	
前期繰越正味財産額		31,013,000	
次期繰越正味財産額		35,927,000	